

江南市市民協働・市民活動推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 市民の自主的、自発的な市民活動を推進し、市民協働によるまちづくりを全市的かつ総合的に進めるため、江南市市民協働・市民活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、10人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 満18歳以上の者で市内に在住、在勤又は在学している者であって公募に応じた者

(3) 市内に事務所を置く又は市内で活動する市民活動団体の関係者

(4) 区、町内会又は自治会等の関係者

(5) 江南市社会福祉協議会の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市民協働のまちづくりに係る事業の調整等に関すること。

(2) 市民活動団体等のネットワークの構築に関すること。

(3) 市民活動推進施策の調査、研究、提言に関すること。

(4) 市民協働及び市民活動に係る公募型補助事業の審査・評価等に関すること。

(5) 市民協働の拡大に向けての提言等に関すること。

(6) 市民・協働ステーションの管理運営についての協議に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市民協働のまちづくりの推進に関すること。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は、委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画部地方創生推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。